

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに「加齢性難聴者の補聴器購入助成」について質問いたします。

加齢性難聴は、加齢とともに誰にでも起こり得るものです。一般的に50歳ごろから始まり65歳を超えると急に増加するといわれていますが、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上との報告があります。年のせいだからと放置していると外出先で危険に遭いやすい、災害時の警報が聞こえないなどさまざまな危険が生じます。

加齢性難聴の原因としては、動脈硬化による血流障害が指摘され、さらにストレス・睡眠不足・騒音・運動不足などが挙げられています。難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく引きこもりになりがちです。最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。厚生労働省も認知症の起因子として難聴を挙げ、早期の介入予防や補聴器によるリハビリが必要とし、補聴器については適正な調整が重要としています。

しかし、現状は日本補聴器工業界の調査によると、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていない、こういう調査もあります。理由の一つは補聴器が高くて買えないということです。3万円くらいから30万円以上のものもあり、価格が高過ぎるという声が多く出されています。現状では、両耳の聴力が70デシベル以上の音でないと聞き取れないなど、かなり重い難聴でなければ障害認定による補聴器購入補助が受けられません。WHOでは、聴力が中等度からの補聴器の使用を推奨しています。補聴器は難聴が進行してからの使用ではなく、なるべく早く使用することが必要だと専門家も強調しています。

全国では加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める取り組みが広がっており、国に対し、意見書を送付する議会や、独自補助を実施する自治体も生まれています。長野県木曾町では、65歳以上の必要な人に所得制限なしで、補聴器購入に購入費の2分の1以内で、上限3万円の助成をしています。静岡県長泉町でも、3万円の助成をしていると聞いております。東京では、大田区など9つの区で、助成制度を実施しています。東京都江東区では、現物支給をしている、こういう例もあります。

補聴器の普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、

認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと思います。町として加齢性難聴者の補聴器購入に助成するよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

また、国に対して公的助成制度を創設するよう求めていくべきと思いますが、あわせて見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、補聴器に対する助成制度の状況についてですが、議員も少し触れられておりましたが、聴覚障害6級以上の身体障害者手帳をお持ちで両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、もしくは片側の耳の聴力レベルが90デシベル以上で、もう一方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の方には、議員ご説明の障害者総合支援法に基づく助成制度があり、過去3年間で15名が利用されております。また、身体障害者手帳の対象とならない方への助成については、現在県内では実施されておきませんが、県外においては議員ご紹介の自治体に加え、東京都豊島区や千葉県船橋市などで行われております。

一方、高齢者の生活の質に影響のある障害は、聴覚障害のみならず日常生活動作、いわゆるADLの低下や視覚障害など多く存在し、それぞれの状況をサポートするための補装具や器具等もそれぞれあるわけですので、生活の質等を確保するための支援のありようは、特定分野のみならず総合的に体系的に検討していくことが、必要なものと存じます。

また、そうした認識を前提にした加齢性難聴に対する支援についてですが、現在国では、2018年度から3カ年計画で補聴器を用いた聴覚障害の補整による、認知機能低下予防の効果を検証する研究を推進していると伺っております。そのため、議員ご提案の助成については、当該研究により補聴器の使用が認知機能に効果があることが、はっきりした段階で対応を検討すべきではないかと存じます。

したがって、現在のところ町独自の助成制度を創設することは考えておりませんし、国に対して制度を創設するよう要望することも考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、日本老齡医学界雑誌によると、補聴器導入については、聴覚障害の内容によっては早口の会話が理解しにくい、大きな音が不快に感ずるなどのケースもあり、そして海外の研究では、補聴器保有者の25%は、保有補聴器を全く使用しなくなってしまうとの報告もありますので、こうした状況にも、留意していくことが必要と認識しております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許

可いたします。

○5番（泉 美和子君） 国の調査の状況を踏まえてからということのようでありましたけれども、補聴器の状況について、補聴器を実際に使用しても、なかなか聞こえにくいということで、せっかく買ってもかけなくなると、こういう人たちもいるというのがありますが、そういうのに対しては、欧米ではすごく丁寧に調整をする、そういう機関を設けて、それに支援をして、十分日常生活に支障のないようにということを、やられているというようなことを、聞いております。そして、先ほどお話ししました、東京江東区でもそういうことで、ここでは現物支給をしてるんですが、4万5,000円の2種類の補聴器を毎年400個予算化して、そして年380個くらいの支給実績があると聞いておりますが、ここではやっぱり補聴器が合う・合わないというので、利用者に合わせて補聴器の調整をするという、こういうことに対しても、助成をして大変利用者から喜ばれているということでもあります。こういうことが私は、これから高齢化社会になって、とても大事になってくるのではないかと思います。

町長も、いろいろな生活の質の確保には、聴覚障害だけではない、いろいろなことがあるってことは、おっしゃってましたので、もちろんそれはそのとおりだと思いますが、一つだけちょっと認識をお伺いしたいのは、今高齢化社会になって、聞こえの問題がすごく重要になってきているという、ほかの問題もいろいろあるわけですけども、認知症リスクの要因であるっていうことが、大変大きくいろいろな研究でも発表されておりますので、そういうことで高齢化社会における聞こえのバリアフリーの重要性というのは、どのように認識されているのかということ、一つ伺いたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

聞こえの問題が非常に重要なテーマである、あるいは課題であるということは、聴覚障害をお感じの方にとっては、そのとおりだろうと思ってます。また、先ほど答弁で申しましたとおり、障害をお持ちの方は、その障害に対して、その障害をお一人お一人大変なことであるというふうを受けとめて、日々の生活を暮らされてるんだらうと思います。そうした認識は私も共有しております。したがって、全ての障害について、その方にとって大変なことであることを、認識してるつもりです。

ですので、障害を総合的に体系的に整理し、その上で検討を深めるということが、行政としては大切ではないかということ、それから認知症が今社会の問題であるがゆえに認知症に対し、どのような影響を及ぼすかということ、科学的なエビデンスをもって、行政が対応することが必要

であるために、国では3カ年間の研究を今現在進行中であるということ、したがってそうした状況に対する客観的な効果を受けとめた上で、町としては考えるということをお断りしたつもりでありますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ないです」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 公共施設等最適化計画における中央ふれあい館と中央行政センターの計画について、お伺いいたします。

中央ふれあい館の集会機能を移転し、書類保管庫等として使用することとし、中央行政センターは解体し、跡地に集会施設機能を備えた新たな施設整備計画が示されていますが、住民から中央行政センター跡に、新しい集会施設をつくるには駐車場が狭いのではないかと、また駐車場の心配が要らない中央ふれあい館を充実させるべきではないかと、また中央ふれあい館の集会機能を、全部なくすのではなく利用できるようにしてほしい、さらに演芸ができる施設の充実を望むなどさまざまな声が出されています。現在どのような検討をしているのか、お聞かせください。

施設整備に当たっては、住民の意見が十分反映されるよう住民参加の検討委員会などを設けて進めていくべきと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

中央行政センターは、議員ご承知のとおり昭和48年に整備され、建物内の冷暖房設備や給排水・衛生設備の老朽化が著しく、施設内設備の更新時期を迎えている状況にあります。そのため、美郷町公共施設等最適化実施計画においては、施設機能を廃止して解体し、その跡地に中央ふれあい館の集会機能を移転する施設整備を検討していくとともに、中央ふれあい館は年々増加している永年保存の公文書など、書類等の保管施設に転用することとしております。

さて、議員ご質問の新たな集会施設の検討内容についてですが、6月議会定例会の一般質問において、中央行政センターの跡地に整備予定の施設については、中央ふれあい館の集会機能を受けとめる施設としており、現在と同様一定程度の大きなホールを有するとともに少人数の会合も受けとめる複数の会議室が必要ではないかとイメージしており、それ以上の踏み込んだ内容や機能につきましては、人口減少や高齢化など社会環境の変化を踏まえるとともに、利用実態を踏まえた検討が必要であり、今後の具体検討を通じて明らかにしていきたいと答弁しておりますが、9月現在においても、その状況と認識に変わりはありませんので、どうかご理解をお願いいたし

ます。

今後、具体検討に入る時期が来るわけですが、現段階においては、中央行政センター入居団体が他施設等に移転を完了してから、その作業に着手したいと考えております。

また、駐車場スペースの確保や演芸ができる設備の充実に関するご意見についてですが、駐車スペースについては、限られた敷地面積の有効活用を考えるとともに、中央行政センター斜め向かいにある町有地の活用も、視野に入れてまいりたいと存じます。演芸可能な施設整備については、新たな施設は一定程度の大きなホールを有することを想定しており、それに付随する機能と認識しております。

最後に集会施設の検討の際、住民意見反映のため、住民参加の検討委員会を設けてはどうかというご提案ですが、議員ご承知のとおり、町ではこれまでも住民利用に一定の影響が生ずる案件については、各種説明会やパブリックコメント、アンケートなど、さまざまな機会を設け、住民意見の反映と理解の促進に努めてきてるところです。本案件についても、具体検討に当たっては、中央ふれあい館利用団体、利用者等の声を受けとめる機会を、何らかの形で設けてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、本案件は施設老朽化への対応や町有地の有効活用への対応であるとともに、高齢化社会への対応でもあり、また、まちなか活性化への対応でもあることにあわせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。